

東京の産業を支える ものづくり人材を 育成しよう!

インターンシップ とは?

「生徒・学生が、ものづくり
中小企業の職場で、さまざまな
就業体験を通じ、働く人々と
接する学習活動」のことを
いいます。

地域社会 と 企業 と 若者
を結ぶ

インターンシップ



企業

へのメリット

- 人材確保につながる
- 従業員の指導力向上
- 就業環境を見直すきっかけになる
- 地域や学校とのつながりが深まる

社会

へのメリット

- 若者の就業率の向上
- 企業の活力向上による地域の活性化
- ものづくり技能の伝承

生徒・学生

へのメリット

- 企業とのつながりを持てる
- 就業への意欲向上
- 自分の特性を認識できる
- 社会性が身につく

東京都ものづくり中小企業 魅力体験受入支援事業

東京都では、中小企業での人材確保を支援するため、インターンシップを通じてものづくりの魅力を直接体験できる機会を充実させる「ものづくり中小企業魅力体験受入支援」を実施しています。受け入れに際して、魅力体験コーディネータによるサポートや奨励金の交付により、企業の負担軽減に取り組んでいます。

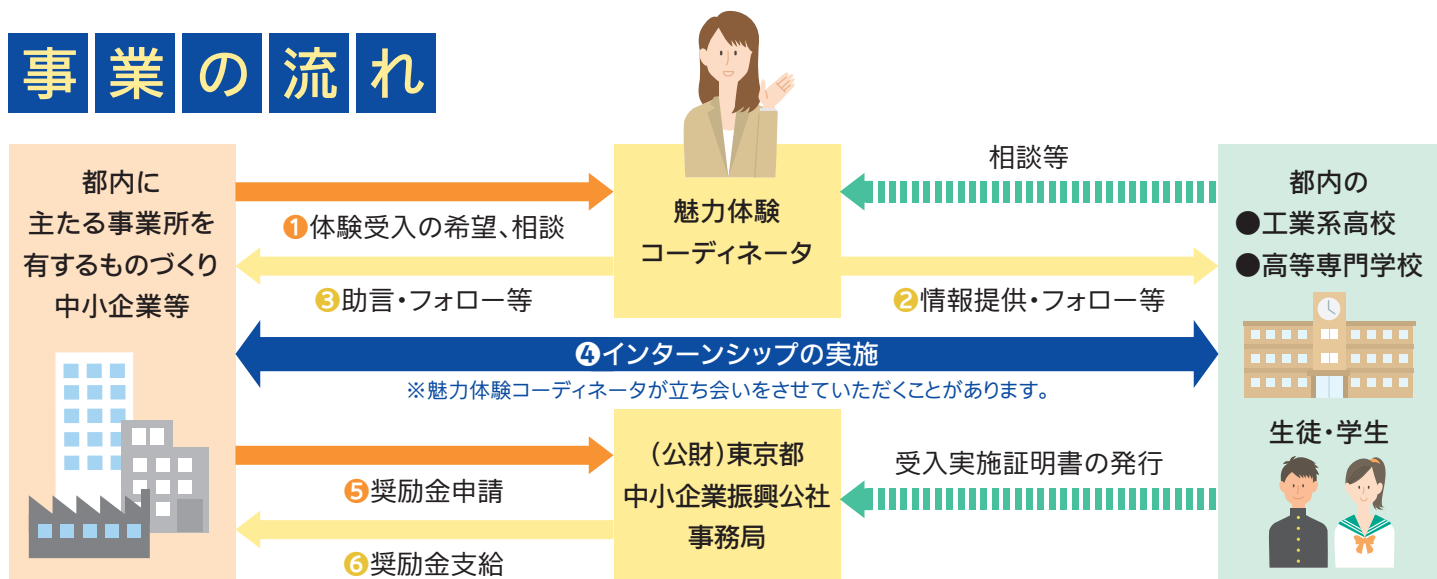


必要とされる背景と期待

生徒・学生の勤労意欲や職業観を養うとともに、中小企業への関心を喚起するための職業教育の一環として、インターンシップの推進が必要となりました。

就業体験を通じ、生徒・学生が基礎的な技術の習得の大切さを再認識し、あわせて勤労意欲の醸成、社会人としてのマナーや協調性の育成、地域社会への関わりを知る機会となることが期待されています。

事業の流れ



事業内容

1

インターンシップ受入協力企業の工業系高校・高専への紹介

インターンシップ受入に興味があり、受入企業の登録票をご提出いただいた企業においては、その情報を都内の工業系高校(工業高校・産業高校)・高等専門学校に提供させていただきます。

2

インターンシップ専門相談員(魅力体験コーディネータ)の派遣

実施時期やカリキュラムの策定などインターンシップ実施にかかるお悩みに対しての助言を希望する場合、魅力体験コーディネータが企業訪問をしてサポートを行います。

3

インターンシップ受入奨励金

企業の負担軽減を図るため、実習生を受け入れた企業に奨励金を支給します。

●奨励金支給対象者

都内に主たる事業所を有し、都内工業高校、産業高校及び高等専門学校の生徒・学生をインターンシップで受け入れたものづくり中小企業等*

※対象となる企業や高校など詳細は公社HP (URL:<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/internship/index.html>) をご覧ください。



●奨励金支給額

受入1日1名あたり8,000円(上限: 1名あたり20日間)

例: A企業で3日間2名の生徒を受け入れた場合 8,000円×3日間×2名=48,000円

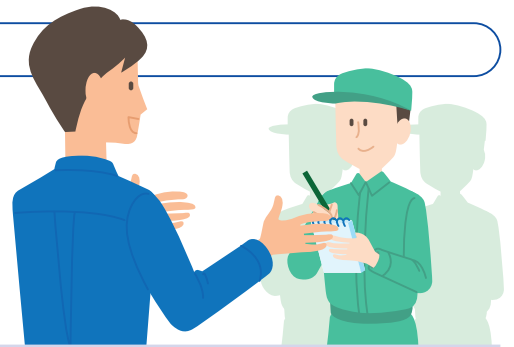
●奨励金申請方法

※2019年4月以降実施分より申請方法が変わりました

STEP 1

インターンシップを実施

都内の工業高校・産業高校及び高等専門学校からの依頼に応じてインターンシップ生を受け入れます。



STEP 2

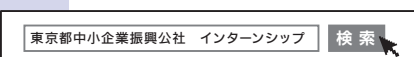
①受入奨励金申請書

②受入奨励金申請要件確認書

の記入・送付

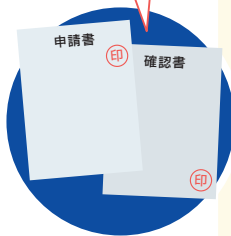
申請書および確認書の様式に必要事項をご記入・ご捺印の上、公社に提出します。

上記様式は東京都中小企業振興公社のHPからダウンロードできます。



切手を貼ってください

印鑑を押してください



Point

公社HPからフォーマットをダウンロードし、必要事項を入力(または直筆で記載)してください。入力後に出力し、**会社の代表者印を捺印後、必ず原本(紙面)をご提出ください。**

※申請書は従来公社から郵送にてお送りしておりましたが、2019年4月より公社からインターンシップ受入先企業に対して申請書等の郵送は実施されません。

※提出書類を郵便等で発送する際には、内容確認などの問い合わせ時に必要となるため、コピー等で控えを保管しておくようにしてください。

STEP 3

奨励金支給決定通知書の受領

各学校から提出された実施証明書で確認でき、審査の上で支給対象となった企業に対し、奨励金支給決定通知書の発送・奨励金のお振込みとなります。



インターンシップ奨励金に関する

Q&A

Q1 インターンシップはすべて対象になりますか？

A 公社が定める都内の工業高校・産業高校、高等専門学校が行うインターンシップが対象です。中学生や大学生は対象になりません。また、定時制課程を除き1日に満たない短時間(5時間未満)のものや就業体験を伴わない工場見学、職場見学、企業説明会などは対象になりません。

Q2 奨励金申請書・確認書の提出はいつまでに行えば良いですか？

A インターンシップが終了した後、原則2週間以内のご提出をお願い致します。
※インターンシップを実施した年度の3月31日までに公社に書類が未着の場合は、奨励金を受け取ることはできません。

Q3 同時に複数の学校からインターンシップ生を受け入れています。申請書はどのように記載すれば良いですか？

A 申請書は1校につき1枚必要となります。(年度で何度でも申請可)
確認書は同月内であれば、校数に関わらず、1枚でのご申請が可能です。

Q4 奨励金申請書・確認書のフォーマットをダウンロードできるページを教えてください。

A 公式HPのインターンシップ受入支援のページ
(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/internship/index.html>)からダウンロードしてください。
「東京都中小企業振興公社 インターンシップ」で検索してください。

Q5 自社にインターネット環境、プリント・印刷できる出力環境がありません。

A 申請に必要な様式を郵送でお送り致しますので、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

企業の声

これからも積極的にインターンシップ生を受け入れてまいります。若い人の考え方、やり方に触れ、勉強になる良い機会と考えます。

いつもご協力いただき、また有益な情報を教えていただき感謝しています。

実習生には意欲的に取り組んでいただき、弊社の若手社員も良い刺激になりました。

申請・
お問合せ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部企業人材支援課
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎2階
TEL:03-3251-7904 E-mail:intern@tokyo-kosha.or.jp

